

# せいかつ ほ ご 生活保護のしおり



このしおりは、生活保護の相談に来られた人に、生活保護のしくみや申請の手続き、  
守っていただかないといけない約束事などについて簡単に説明しています。  
生活保護の制度について詳しく知りたい人や分からないことがある人は、気軽に  
相談ください。

## 《生活保護とは》

生活に困っている人に最低限度の生活を保障し、一日でも早く自分の力で生活を  
することができるように援助することを目的とした制度が生活保護です。

その人が困っている状況や程度に応じて、あらゆる資産・能力・収入・他の制度  
などを活用してもなお、困窮する場合に、その不足する部分について援助を行います。

## 《生活保護を受けるには》

- 生活保護の申請をしてください。
- 働くことができる人は、能力に応じて働いていただくこととなります。
- 世帯の資産（預貯金、生命保険、不動産、自動車など）で保有が認められないものは、売却などにより、得た収入を生活費に充てていただくこととなります。
- 親族などからの援助が受けられる場合は、援助を受けていただくこととなります。
- 各種年金・手当、一時的な収入、他の法律や制度で受けられるものがあれば、全て受けていただくこととなります。

かわちながのしふくしじむしょ  
河内長野市福祉事務所

へいせい ねん がつ にちかいてい  
[平成28年1月1日改定]

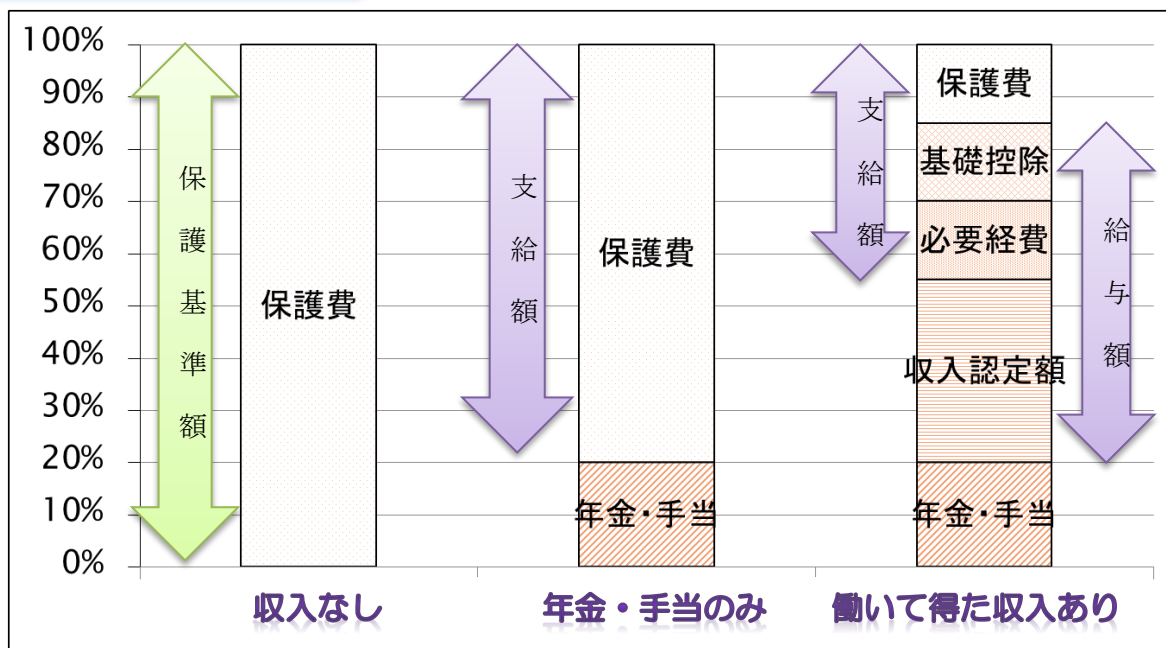
と あ わ せ さ き だい せい かつ ふ く し か  
問い合わせ先：0721-53-1111(代) (生活福祉課)

## 生活保護のしくみ

生活保護は、実際に生活をしている世帯を一つの単位として保護が必要かどうかを判定します。

また、厚生労働大臣が定めた最低生活費（その世帯に必要な1ヶ月あたりの最低限度の生活費）と、その世帯の1ヶ月間の全ての収入を比べて、世帯の収入が足りない場合に、その足りない分が生活保護費として支給されます。

## 保護費の計算の仕方



## 扶助の種類

生活扶助（日常生活に必要な食費や衣料費、光熱費などの費用）

住宅扶助（家賃や地代、住宅の補修などの費用）

教育扶助（教材費や学校給食費など義務教育を受けるために必要な費用）

医療扶助（病院や薬局にかかった際の医療費や調剤費）

介護扶助（介護保険制度を利用した際の1割の自己負担額）

生業扶助（就労に必要な技能修得や高等学校での就学などに必要な費用）

出産扶助・葬祭扶助（出産や葬儀を行うための費用）

## 生活保護を受給するまでの流れ

### 1. 相談

生活保護を受けようと思ったら、まずは、お住まいの地域の福祉事務所の生活保護担当窓口にご相談ください。お困りの事情をお聞きし、生活保護の制度の説明や他の利用できる制度などのご案内をします。

### 2. 申請

申請できる人は、本人が同居の家族、親族などです。(印鑑、個人番号カード、給与明細書、年金通知書、預貯金通帳、健康保険証、障がい者手帳など資産や収入の状況がわかるものをできるだけ持参してください。)

### 3. 調査・審査

申請を受け付けた後、必要な書類などの提出をお願いしますので、すみやかに提出してください。また、預貯金、生命保険、資産の調査や扶養義務者の方への調査、病状調査、家庭訪問などを行います。

### 4. 結果通知

申請受付日から、14日以内に保護の決定(却下を含む)を行い、通知することとしています。調査などで14日を超える場合もあります。

### 5. 受給開始

生活保護を受けることが決定しましたら、福祉事務所が最低生活費と世帯の収入を比較し不足する部分について、月単位で生活保護費として支給します。

### 6. 開始後の支援

生活保護を受給している期間中は、ケースワーカーという担当者が、一日でも早く自分の力で生活をするように、就労に向けた助言・指導や家庭訪問などを行います。

## わからないことや困ったことがあったら

お住まいの地域によって、ケースワーカーという担当者がいますので、なんでも相談するようにしましょう。質問に答えたり、困りごとの解消に向けてお手伝いをしたりします。

## 生活保護を受ける人の権利

- 生活保護の要件を満たせば、無差別平等に生活保護が受けられます。
- 正当な理由なく、決定された保護の内容を不利益に変更されることはありません。
- 保護費については、税金を課されることはありません。
- 保護費や生活保護を受ける権利は差し押さえられることはありません。

## 生活保護を受ける人の義務

- 生活保護を受ける権利は譲り渡せません。
- 能力に応じて勤労に励み、健康の増進に努めるとともに、支出の節約を図り、生活の維持・向上に努めなければなりません。
- 収入（給与、年金、仕送りなど）があった時や、世帯の状況に変化（就職、進学、転出、入院、転居など）があった時などには、すみやかに正しく届け出をおこなわなければなりません。
- 生活の維持・向上、生活保護の目的を達成するために指導や指示をする場合がありますが、これには従わなくてはなりません。
- 資産がありながら生活保護を受けた場合や不正に受けた場合には、支給した保護費を返還しなくてはなりません。
- かけごとや過度の飲酒などは避け、生活の維持・向上に努めなければなりません。

## 不正受給にならないために

生活保護を受けようとする場合や受けている場合には、資産の保有状況のほか、世帯に収入があった時や世帯の状況に変化があった時などには、すみやかに正しく届け出をしてください。これらを怠ったり、虚偽の届け出を行って生活保護を受けた場合には不正受給になります。

このような場合には、支給した保護費を返還していただくこととなるほか、刑事罰が科せられることもありますので、正しく申告をしてください。